

千葉県漁港管理条例の一部を改正する条例 改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、<b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（水域等の占用料等の徴収）</p> <p>第十八条の二 法第三十九条の五第一項の規定により、県は、漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について、法第三十九条第一項の規定による占用若しくは採取の許可を受けた者又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）から、別表に定める額の占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 6 略</p> <p>以下 省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、<b>漁港漁場整備法</b>（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（水域等の占用料等の徴収）</p> <p>第十八条の二 法第三十九条の五第一項の規定により、県は、漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について、法第三十九条第一項の規定による占用又は採取の許可を受けた者から、別表に定める額の占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 6 略</p> <p>以下 省略</p>